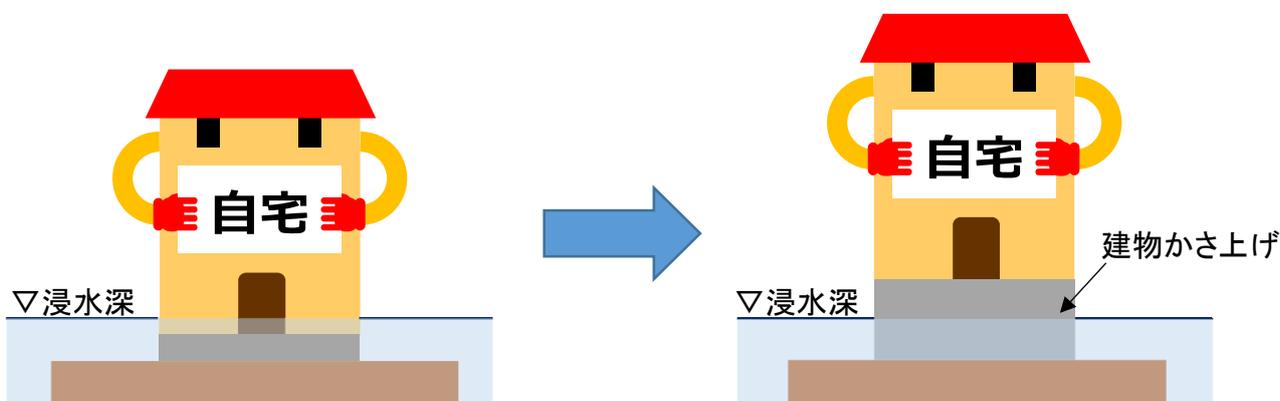


かさ上げ工事等補助制度 をご存知ですか？

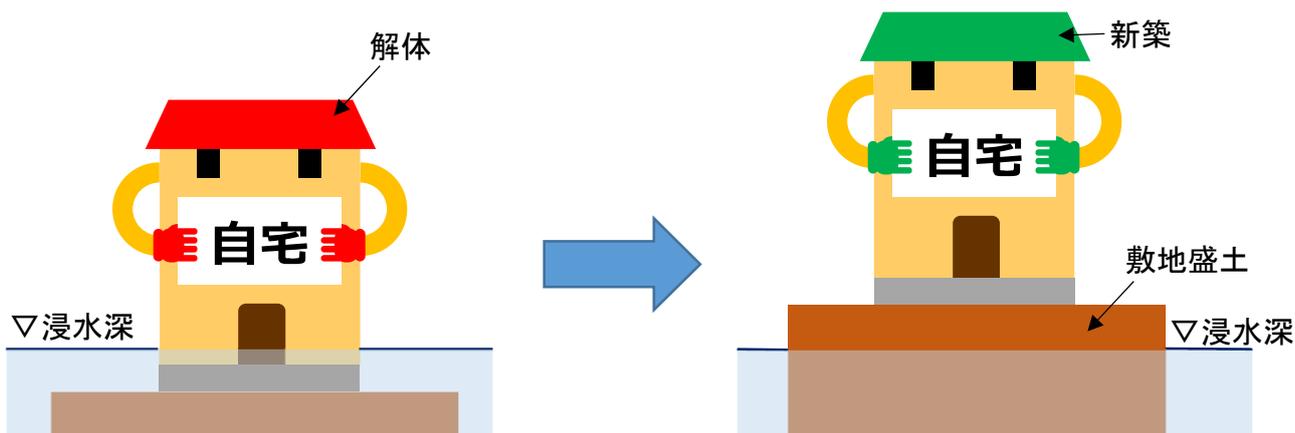
かさ上げ工事等補助制度とは？

かさ上げ工事や盛土工事に要する経費の一部について補助を行うことにより、浸水による住宅被害の防止とともに、災害に強いまちづくりの推進を図るための制度です。

(1)かさ上げ工事 居住者の現に居住する住宅等の解体又は当該敷地外への移転をしないで、建物のかさ上げをする工事又はかさ上げとあわせて敷地の盛土をする工事



(2)盛土工事 居住者の現に居住する住宅等を解体して、同一の敷地内に新築又は増改築をし、かつ、当該住宅に係る敷地の盛土をする工事



補助対象区域

- ・表町二丁目全域、表町三丁目全域、表町四丁目全域、鍋木町二丁目全域
- ・鍋木町484番地、486番地、489番地2及び490番地
- ・田町225番地1から4まで、235番地1から3まで、238番地1及び2、242番地1から3まで、243番地1から21まで、23から54まで

(裏面へ)

補助対象

原則として補助対象区域内に現に居住する自己の居住用の住宅等に、佐倉市洪水ハザードマップにおける内水又は外水による浸水を解消する、かさ上げ工事や盛土工事を実施するかた

※佐倉市洪水ハザードマップはこちら→
(データ容量が違うだけで同じものです)



10.7MB



3.1MB

補助金額

補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円が限度です。

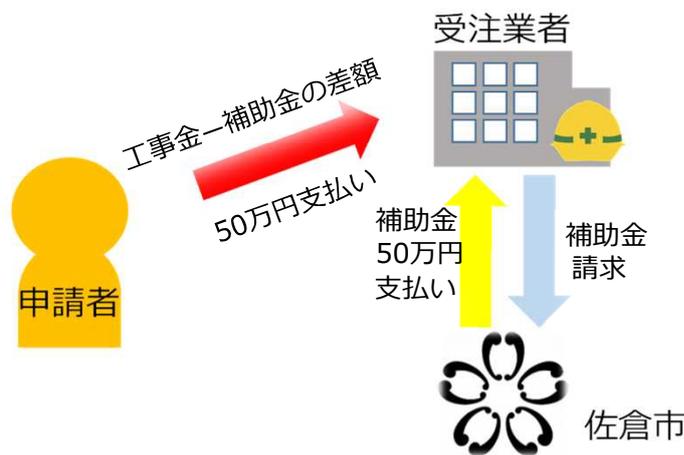
※補助事業は**事前申請**です。補助事業を利用される場合は、工事を実施する前に申請をお願いいたします。

また申請は先着順です。予算額に達した時点で、受付終了となります。

※かさ上げ工事や盛土工事をする際の必要高さがあります。必要高さ以上になっている場合は補助の対象になりません。

※『代理受領制度』が利用できます。

申請者のかたが工事業者に工事費用を支払う時に、その費用から、あらかじめ補助金額を差し引いた金額を支払う一方、補助金相当額を、市が工事業者に支払う制度です。



(例) 工事金額が100万円、補助額が50万円の場合

詳しくは、**佐倉市役所建築指導課**まで
お問い合わせください！

佐倉市海隣寺町97番地 3号館2階

TEL:043-484-6169 FAX:043-485-0108